

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所特任研究員就業規則

平成17年4月1日
17規程第15号

改正	平成18年	3月31日	18規程第7号
改正	平成19年	7月1日	19規程第7-3号
改正	平成20年	3月31日	20規程第10-2号
改正	平成22年	1月1日	22規程第4号
改正	平成23年	1月28日	23規程第4号
改正	平成27年	4月1日	27規程第13号
改正	平成28年	3月1日	28規程第6号
改正	平成30年	5月1日	30規程第10号
改正	令和3年	4月1日	3規程第6号
改正	令和4年	4月1日	4規程第7号
改正	令和5年	10月1日	5規程第30号
改正	令和7年	4月1日	7規程第12号

(目的及び効力)

第1条 この規則は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則（平成17年17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第2条第2項の規程に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に期間を限って雇用される特任研究員の就業に関する事項を定めるものとする。

2 特任研究員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(職員就業規則の準用)

第2条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる職員就業規則の規定を特任研究員に準用する。この場合において、同規則第24条中「特別休暇」とあるのは「有給の特別休暇」と読み替えるものとする。

- (1) 勤務心得 第3条から第12条の2まで
- (2) 勤務時間、裁量労働制、フレックスタイム制 第13条、第18条の2及び第18条の3
- (3) 休憩時間 第15条
- (4) 所定の場所以外での勤務 第16条
- (5) 休日 第17条
- (6) 休日の振替 第18条
- (7) 時間外勤務及び休日勤務 第19条
- (8) 勤務時間の変更 第20条
- (9) 休暇 第24条第1号、第2号、第5号から第10号まで、第16号、第18号から第23号まで及び第26条から第29条まで
- (10) 育児休業及び部分休業 第31条

- (11) 出張 第32条及び第33条
- (12) 研修 第34条
- (13) 採用 第36条及び第38条
- (14) 解雇 第46条から第50条の2まで
- (15) 母性健康管理 第53条から第56条まで
- (16) 安全衛生 第57条
- (17) 感染症の届出等 第58条（第2項ただし書を除く。）
- (18) 健康診断 第59条
- (19) 心理的な負担の程度を把握するための検査等 第59条の2
- (20) 災害補償 第60条
- (21) 表彰 第61条
- (22) 懲戒 第62条及び第63条
- (23) この規則により難い場合の措置 第64条の2

（採用の特例）

第2条の2 職員就業規則第36条の規定にかかわらず、独立行政法人日本学術振興会（以下「学振（振興会）」という。）が実施する特別研究員制度の特別研究員であって、研究所において研究を行っている者のうち、学振（振興会）が指定する特定の身分にある者を特任研究員として採用する。

2 前項の取扱いは、研究所が「特別研究員－PD等の雇用制度導入機関」として学振（振興会）に登録されている間に限り行うものとする。

（採用希望者の提出書類）

第3条 特任研究員として採用されることを希望する者（前条により採用される者を含む）は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 特任研究員申請書（様式）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書
- (4) 各種免許証その他の資格証明書（理事長の請求があった場合に限る。）
- (5) その他理事長が指定する書類

（試用期間）

第3条の2 新たに採用した特任研究員については、採用の日から2ヵ月を試用期間とし、この期間が経過したときに正式に採用されたものとする。ただし、理事長が適当と認めるときは、試用期間を短縮し、又は試用期間を設けないことがある。

2 試用期間は、研究所の勤続年数に通算する。

3 第1項の定めにかかわらず、試用期間中又は試用期間満了の際に、特任研究員として引き続き勤務させることが不適格であると理事長が認めた者については、本採用は行わず、解雇することができる。

（雇用期間）

第4条 特任研究員の雇用期間は、雇用した日の属する年度の末日までの間とする。

ただし、理事長が必要と認める場合は、1年を超えない範囲で雇用期間を更新することができる。

- 2 雇用期間の更新をする場合は、更新日の1ヶ月前までに当該特任研究員に通知することとする。

(退職)

第5条 特任研究員が次の各号の一に該当する場合は、その日を退職日として特任研究員としての身分を失う。

- (1) 特任研究員が退職の申出を行い、理事長の承諾があった場合
- (2) 雇用期間が満了した場合（雇用期間が更新されたときを除く。）
- (3) 死亡した場合
- (4) 理事長が職務上、支障が生じると判断した場合
- (5) PD等の資格を失ったとき、又は研究所が「特別研究員－PD等の雇用制度導入機関」としての身分を失ったとき（第2条の2の規定により採用された者に限る。）

- 2 特任研究員が退職を希望する場合は、1ヵ月以上前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(退職手当)

第6条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない。

(出勤)

第7条 特任研究員は、出勤後、出勤簿等になつ印等して出勤を表示しなければならない。

(休暇の種類)

第7条の2 特任研究員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第8条 特任研究員が、労基法第39条第1項及び第2項の規定に該当するに至ったときは、当該規定に基づく日数の有給休暇を受けることができる。

- 2 前項の休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として請求することができる。
- 4 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、所属の長が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が年次有給休暇を自ら請求し取得した場合については、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(特別休暇)

第9条 削除

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除

- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 削除

2 特任研究員は、次に掲げる無給の特別休暇を受けることができる。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除

(4) 特任研究員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、特任研究員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

特任研究員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における3日の範囲内の期間

(5) 特任研究員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する特任研究員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(6) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）を養育する特任研究員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）、感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式及び卒園（卒業）式のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。次号及び10号において同じ。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(7) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する特任研究員が、その子の看護（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症にかかったその子の世話に限り、同規則第19条に規定する出席停止の期間中のものを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子1人につき一の年度において原則として連続する10日の範囲内の期間

(8) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(9) 特任研究員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(10) 職員就業規則第27条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間

(給与の種類)

第10条 特任研究員の給与の種類は、基本給、通勤手当及び超過勤務手当とする。

(基本給)

第11条 特任研究員の基本給については、その者の知識経験、その者が従事する研究業務の内容等に応じて、個別に理事長が決定する。

2 前項に定める基本給の月額、月の途中における採用及び退職等の場合は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員給与規程（平成17年17規程第5号。以下「給与規程」という。）第10条の規定を準用して日割り計算により支給する。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、給与規程第17条の規定を準用して支給する。

(超過勤務手当)

第13条 超過勤務手当は、給与規程第22条の規定を準用して支給する。

(給与の減額)

第14条 特任研究員が定められた勤務時間を勤務しないときは、給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給与の額を減額して支給する。

(給与の支給日)

第15条 基本給、通勤手当及び超過勤務手当は、給与規程第9条第1項の規定を準用して支給する。

(介護休暇者の給与)

第16条 介護休暇を取得した者に対する給与の支給については、給与規程第31条の規定を準用する。

(期間の計算)

第17条 第2条の規定により準用する職員就業規則第18条、第24条第1号、第2号、第5号から第10号まで、第16号、第18号から第23号まで及び第26条、第27条、第29条、第46条から第48条、第53条及び第62条並びに第5条及び第9条において、一定日数、月数又は年数で示されているものについては、その日数、月数又は年数に休日を含むものとする。

(実施規定)

第18条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成17年17規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日１８規程第７号）
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年７月１日１９規程第７-３号）
この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日２０規程第10-2号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年１月１日２２規程第４号）
この規則は、平成２２年１月１日から施行する。

附 則（平成２３年１月２８日２３規程第４号）
この規則は、平成２３年１月２８日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日２７規程第１３号）
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月１日２８規程第６号）
この規則は、平成２８年３月１日から施行する。

附 則（平成３０年５月１日３０規程第１０号）
この規則は、平成３０年５月１日から施行する。

附 則（令和３年４月１日 ３規程第６号）
この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日 ４規程第７号）
（施行期日）
1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

- （経過措置）
- 2 この規則施行日の前日に、現に特別研究員としての身分を有し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所特別研究員就業規則（平成２７年７月３日２７規程第１４号）の適用を受けていた者及び施行前に採用内定を受け、当該規則に基づく労働条件の提示を受けていた者については、雇用の期間が継続する間（更新により継続している場合を含む。）、当該労働条件によることができる。
- 3 当分の間、第３条第２号に基づき準用する職員就業規則第１８条の３に定めるフレックスタイム制の適用については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程（平成１７年４月１日１７規程第１号）第１０条に規定される組織に勤務する特任研究員にのみ適用する。

附 則（令和５年１０月１日５規程第３０号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日７規程第１２号）
この規則は、令和７年４月１日から施行する。